

平成25年3月17日臨時保護者会

1 はじめに

今日お集まりいただきました趣旨は、一昨年4月から本校に赴任しておりました高階教諭が当時担任をしておりました2年A組において、不適切な指導をしていたことについて、その事実関係をご説明申し上げるとともに、学校としてお詫びを申し上げるためでございます。

学校において、体罰があつてはならないということは、これまでも重々承知していたことでございます。さらに、体罰に留まらず、言葉で子どもを傷つけるようなことがあつてはならないことやいじめを予防し、万一、発見された場合には早期に解決するなど、学校に課せられた責務の重大性が増していることを日々実感しております。それを受けて、本校でも、教育問題に精通した弁護士などの専門家からの指導も受け、学校における指導のあり方に関する研鑽を深めてまいりました。そうしたなかで、高階教諭の指導には、不適切な点があつたということを確認いたしましたので、ここに確認しました事実関係のご報告と、お詫び、再発防止策のご説明を申し上げる次第です。

2 担任教諭採用の経緯

2010年度末に、現場を離れる教員があり、それを補うために、新しい教員の採用が急務となりました。

そこで、東京都私立学校協会に教壇に立つ意思があることを登録されている方々の中に適任者がいないかを探しました。当時、100名を超える登録がありました。履歴書や前職における所属長による推薦書などの書類審査の結果、適任者を5、6名に絞り、さらに、教育経験の豊富さを重視して3人に絞って、面接をさせていただきました。

その3人との面接での印象では、高階教諭が群を抜いていました。私立学校で

教頭職 9 年を含め 43 年の教師歴を有しておられました。定年を迎えられた方でしたので、経歴には全く問題がありませんでしたが、ご高齢であることに一抹の不安がありました。しかし、面接をしますと、かくしゃくとしておられ、ベテランであると同時に、不遜さを微塵も感じさせない節度ある礼儀正しさが印象に残りました。定年後も、とにかく小学校教員として教育に関わりたいという強い意志も感じられました。

そこで、高階教諭を採用し、2 年生の担任を担当していただくことにしました。2 年生は、1 年かけて学校生活になじんできたことを踏まえ、学習習慣を身につけ、基礎学力の定着に重きを置くべき学年です。経験豊富で、その年齢からも、児童に対し、孫を見るような視点で、接していただける高階教諭は、まさに適任と感じましたので、お願いいたしました。

高階教諭に対しては、本校のキリスト教精神を踏まえ、神様から預かっている児童の一人ひとりをよく見つめて教育してほしいとお願いしました。朝と帰りの祈りを大切に、神を称える聖歌を歌い、自分と同じように友だちを大切にするような心を育む学級運営に努めていただきたいとお願いしました。教育経験が豊富な担任教諭であれば、十分に理解していただけたものと考えておりました。

しかし、今思いますと、担任教諭が極めて豊富な経験を有されていることと、前任校からの推薦状があったことから、過大な評価をしてしまった部分があったのだと反省しております。

3 確認した事実とそれに基づく対応について

(1) まず、5 月末に行われましたペアレンツ・デイ終了後の懇談会までの経緯をお話いたします。

はじめに、保護者のかたからの養護教諭への相談・校長への相談がありました。

① その時点で五点について認識いたしました。

- i 一点目は、指導が厳しすぎるということです。

具体的に申しますと、答案に書かれるコメントが、端的に「だめ」というような直接的、否定的な表現があり、受け止める児童の気持ちまで考えていない対応をしていたことです。

- ii 二点目は、児童への言葉かけが、適切を欠いていたことです。

例えば、「死にたい人」，「四人は死人」などの表現を用い、冗談としても、配慮を欠く表現があったことです。

- iii 三点目は、児童と共に遊ぶ中に、適切を欠いていた内容があるということです。

例えば、児童が真似ると危険を生じかねない、紐を首に巻きつけるような手品を紹介しているということです。

- iv 四点目は、学級通信に不適切な記述があったということです。

例えば、5月17日に発行されました学級通信「つくし」第1号の文中に「テストの文字、数字など『美しくていねいに書かないと破って捨てるよ』と厳しく指導してまいります」という内容がありました。

- v 五点目は、授業を受けるときの心構えとして不適切なものがありました。

例えば、4月に「5月からは、授業中にトイレに行くことは認めない。きちんと休み時間に済ませておくように」という指導があったため、5月になってトイレに行きたいと申し出ることが出来ず、我慢した児童がいたということです。

- ② 以上の五点についての学校側の対応、また担任教諭への指導についてご説明いたします。

- i 一点目の厳しすぎる指導についてですが、

晃華学園小学校では、子どもたちは神からあずかった大切な宝物、ダメな子どもは一人もいない、そのことを念頭におき子どもたちに向き合い、その能力を引き出すような取り組みをするように、また児童の心や感情に

配慮した意欲につながる指導をするようにと伝えました。

- ii 二点目の児童への言葉かけが、適切を欠いていたことについてですが、
晃華学園小学校では、その根幹にキリスト教的価値観があります。それは命の尊厳を重視したものです。慰霊祭などで死について語るとき、それは次への再生につながる大変荘厳なものとして児童に伝えます。ふざけて「死」という言葉を使うことは許されないことであることを指導しました。
 - iii 三点目、児童と共に遊ぶ中に、適切を欠いていた内容があるということについてですが、
判断力が十分に育っていない児童は、ことの危険性を考えず、すぐに大人のまねをします。そのために重大な事故につながることを伝え、遊び一つ一つを考え、とりわけ危険な遊びについては、決して教えないよう申し付けました。
 - iv 四点目の、学級通信に不適切な記述があったということについてですが、
答案をはじめ、児童の作品に対して、いかなる理由があろうとも破ったり捨てたりすることは許されません。そのようなことは決してしないよう、また、丁寧でなかったときには、適切かつ次への意欲につながるようなコメントを書いて返却するようにとの指導をしました。
 - v 五点目は、授業を受けるときの心構えとして不適切なものがあったことについてですが、
休み時間に手洗いをすませておくように指導することは大きなことではありますが、生理現象ですから、実際に行きたくなった際には、それを禁ずることは許されません。ですから、授業中トイレに行かせないような指導は、つつしむように、厳しく指導いたしました。
- ③ 次に、これらの指導についての担任教諭の反応についてご報告いたします。
- いずれの指導に対しても、反発、反論することもなく受け止め「子どもはほめてのばしていく」「冗談には気をつける」など、自分なりの目標を持た

れました。トイレの件に関しても、今後そのような指導はしないことを明言されました。また、保護者から誤解されている面や、不審に思われている事柄について、直接話す機会を設けたいとの希望もありました。

- ④ 最後に、担任教諭の反応について、学校としてどのように対処したかお話しいたします。

担任教諭は、学校側の指導に反発することもなく、誠実に対応しましたので、指摘した点について改善してくれるものと理解しました。その上で、ペアレンツ・デイに保護者との話す機会を設けることにしました。

- (2) では、5月28日のペアレンツ・デイでの様子をお話しいたします。

その内容は

- ① 担任教諭からの説明があり、
- ② 保護者の意見及び指摘をいただき、
- ③ 校長からの総括をしました。

総括についての私自身の反省をお話します。

この話し合いでは、本校の教育方針、建学の精神など諸に終始し、私自身の思い込みや一人よがりな考えを述べてしまい、かならずしもみなさまの声にお応えしていなかったことをおおいに反省しております。みなさまが心配され、学校に対して建設的で前向きなご意見をくださっていたにもかかわらず、その後のみなさまがものを言いにくい状況を作ってしまったのは、ひとえに私の不徳のいたすところであります。みなさまには深くお詫び申し上げます。

- (3) 次に、ペアレンツ・デイ以降1学期終業式までの経緯についてご説明させていただきます。

この間に、保護者のかたからの担任の不適切な指導について養護教諭への相談がありました。

- ① そして、これから申し上げる四点について認識いたしました。

i 一点目は提出物であるプリントを破いた行為です。

プリントに書かれた文字が丁寧ではないと破いたということです。

- ii 二点目は、児童の上履きが紛失したことに対して誠実な対応をしなかったことです。

上履きが紛失した児童が相談に行っても、それを取り合わず、結局保護者にあらためて上履きを持ってきてもらいました。この件については他の教諭が指導に入り、解決し、その後そのようなことはおきていません。

- iii 三点目は、特定の児童を名指しし、不適切なコメントを板書して指摘する点についてです。

学習の進度などについて、特定の児童を名指ししたコメントをし、それを板書するということがありました。その板書を児童が転記し、参考資料としてクラス全員に配布したために、その名指しされた児童の感情を傷つけることになってしまいました。

- iv 四点目は厳しい指導が継続されている点です。

まだ授業中に過度に厳しい指導がまだ続いているというご指摘がありました。具体的には、九九の読み上げを授業中にしているときに、うまくできない児童がいて、すぐに他の児童に交替させてしまうといったことがあるということです。

- ② 以上の四点についての学校側の対応、また担任教諭への指導についてご説明いたします。

- i 一点目、提出されたプリントを破る行為についてですが、

先にもお話ししましたとおり、児童の大切な作品を破るなどあってはならないことです。担任教諭に対しては、「お孫さんがそういうことをされたらどう感じられますか」等と問いかけ、絶対にしないように指導しました。

- ii 二点目、上履きがなくなったことへの対応についてです。

児童から相談を受けた時点では詳細を把握していなかったとしても、

「知らない」で済ますことなく、児童と一緒に探したり、考えたりしてあげるべきことは、教員として当然のことです。そのことへの注意を喚起するとともに、以後、子どもからの言葉を誠実に受け止めて、親身になり接するように指導しました。

iii 三点目、特定の児童を名指ししてのコメントについてです。

教育においては、一人ひとりの個性に着目して、それぞれの良さを引き出して伸ばすということが求められています。単純に比較をして、その結果を全員に示し、競争心をあおるということは、劣等感あるいは、優越感を植え付けることで、児童の成長を阻害しかねません。このようなことは、友達を見下げたり、何をやっても私は、僕はダメなんだという劣等感を持たせてしまうので今後決してしないようにと注意いたしました。児童に対し順位付けや比較の話をするときには、極めて慎重でなくてはなりません。いわんや、比較や順位付けを板書したり、プリントに記載したままにすることには、大きな問題があります。

そこで、担任教諭に対し、特定の児童を名指ししての問題点をクラス全員に公表するというような行為は決してしてはならないことであると指導しました。

iv 最後に厳しい指導の継続についてです。

結果だけを見るのではなく、過程をみることは大切なことです。先に述べたこととも重なりますが、担任教諭には、児童一人ひとりを大切にし、結果を急がず、一人ひとりに合った丁寧な教育をするように、指導いたしました。

③ 次に学校の指導に対する担任教諭の反応についてお話をします。

前回同様、担任教諭は指導に対し、反発することなく、「2、3人の落ち着きのない子がおり、その子どもたちに真剣に関わっていくうちにそのようになってしまった、大変に申し訳なかった」と謝罪し、以後気をつけること

を話されました。その姿勢に誠実さが感じられましたので、学校としては、指摘した点を改善してくれるものと理解しました。

④ 担任教諭の反応についての学校としての認識ですが、

担任教諭は、指導のつど、反発することなく、誠実に対応していましたし、先ほども申し上げましたように、指導の点で気をつけるということも言っておりませんでしたので、改善していただけるものと感じておりました。

というのも、ご指摘いただいた点以外の面では、さすがベテラン教員で、きめ細やかな対応をされていると感心することもあったからです。例えば、朝は、誰よりも早く出勤されて、教室の窓を開け、空気を入れ替え、児童を迎えて、一人ひとりに挨拶していました。児童についても決して愚痴を言わずに、ひたすら自分の任された範囲内でなんとかしようと考えていたように思います。責任感を持って、確実に仕事をこなしていくという印象がありました。一人ひとりの児童の特徴をよく観察して、児童の努力している姿勢を認め、励ましとほめ言葉が書かれている通知表のコメントからも、子どもたちを理解していると感じていました。

ですから保護者のかたがたからの指摘を真筆に受け止め、現場でいかしていただければ2年A組の担任を継続することに問題はないと理解しておりました。

しかし、いま思いますと、この理解も、担任教諭の経験の豊かさを過大評価してしまっていたものでした。この1学期末の時点で、担任を継続させてよいかについて、より慎重に判断するべきであったものと反省しております。

(4) 2学期始業式から11月中旬までのことについてご説明いたします。

① その間の認識した事実についてですが、児童の頭を叩くということです。

9月初旬、保護者との面談の際に、担任教諭が児童の頭を叩いているという訴えがありました。

次に、ある保護者のかたから、その方のお子さんが、他の児童が叱られた

り、叩かれたりするのを見て、授業を受けるのを怖がり、強い精神的ストレスを感じている状態にあるという訴えがありました。

また、養護教諭に対し、よく叩かれている児童がいるとの訴えが女子児童からありました。

② 認識した事実についての学校の指導及び対応をご説明します。

9月初めの段階で、保護者からの指摘を受けて、すぐに、担任教諭に対し、「保護者から児童の頭を叩いているという訴えがあったが事実なのか」とたずねました。担任教諭は、「そのようなことがあったかもしれません。授業中に動き回る子を制するため、何度言っても聞かない子に、手を出してしまったかもしれません。」という答えが返ってきました。

これを聞いた学校としては、児童を叩くようなことは絶対にやめるように強く注意し、指導しました。

その後、更に一部の児童が精神的ストレスを抱えているといった訴えや女子児童の訴えもあり、児童に手を出すようことはやめるように再度強く指導しました。

そして、11月14日から、鎌倉教諭に2年A組に入ってもらうことにしました。それは、まず、「児童を叩く」というご指摘に対して、明確な事実把握を進めるためです。また、担任教諭がどのような授業を展開しているかを確認し、児童と担任教諭との関係を把握したいということもありました。

(5) 鎌倉教諭がクラスに入ってから二学期終業式まで

① 学校が確認した事実は三点あります。

i 1点目は児童を叩くことについてですが、

児童の姿勢を正したり、不要なものを取り上げたりする際に、児童の体に触れることが見受けられはしましたが、叩くような事実はありませんでした。

ただし、2学期末に一人の児童の頭を叩いた事実が判明しました。

ii 2点目としまして、この間の指導姿勢についてご説明いたします。

また、以前に指摘して改善を求めた「不適切な言葉遣い」については、注意をするときなどの口調の厳しさはあったものの、不適切な言葉遣いは認められませんでした。（ただ依然として低学年の児童に対して評価を表す言葉遣いとしてはきつい口調が見られました。具体的に言えば、「そんなことでは立派な3年生になれないよ」とか「どうしてわからないの」といった詰問するような姿勢が見られました。）

iii 3点目は児童の腹部を叩いたとの指摘についてです。

12月に入っても、担任教諭が児童の腹部を叩いているのではないかという指摘が保護者からありました。これについては、養護教諭が児童自身に確認したところ、叩かれた事実はないことが明らかになりました。

② 以上の3点についての学校の指導と対応についてご説明します。

確かに一定期間は叩くということは認められなかったものの、それまでの嚴重な指導にもかかわらず、2学期末に手をあげる行為が再びあったことは、私どもの認識の甘さがあったと言わざるをえません。担任教諭には訓告とともに自主的な休職を促しました。

これに対し担任教諭からは、二度と児童には手を上げないと確約があり、引き続き3学期も担当させて欲しいという申し出がありました。

③ 最後に学校としての担任教諭に対する対応です。

継続して叩くということはなかったものの、2学期末になって叩いたという事実と、子どもたちへの厳しい指導が続いているという事実から、このまま担任を継続してもらうことについて、疑念も持ちました。

しかし、一方で、年度途中で担任の交替は避けたいという強い思いもありました。特に低学年の児童にとっては、学級は家庭以外での唯一の社会でもあります。その学級担任が年度途中で替わるということは、児童の精神に大きな動揺を与えます。それは極力避けたいことでした。また、担任教諭の

児童に向き合う姿勢は、厳しさだけではなく、子どもたちと打ち解けている姿も見え、児童とも或る意味では良好な関係を築き、学級をしっかりと纏めているという印象もありました。

また、担任を交代するとしても、適切な方をお願いできるかという不安もありました。また後任者が見つかったとしても、児童に受け容れられるどうかの不安もありました。いずれにしても、当時の気持ちとしては、このまま担任教諭に指導を継続してもらうことによる不安よりも、担任を交替することによって生じる問題に対する不安のほうが大きかったのです。

加えて、担任教諭の反省も今まで以上に真剣でしたし、今度こそ、改善が見られると考えておりましたので、3学期も担任を継続してもらうという決定をしました。

もっとも、詳しくは後にお話し致しますが、当時、指導の厳しさや児童に手が出てしまうということが続いてしまうおそれがないとは言えない状態にあったにもかかわらず、継続性を重んじて、担任を継続させることにした判断は、考え直すべきであったと、深く反省しております。

(6) 三学期について

3学期も、鎌倉教諭にもクラスに入ってもらいながらスタートしました。始業式での子どもたちも元気に登校し、クラスの雰囲気も明るく良い方向に向かっているように思えました。担任教諭の体調も良好になってきておりました。1, 2学期の警告を頭に入れながら3学期が順調に始まったように思えましたので、鎌倉教諭は、クラスに入るというかたちではなく、廊下などからクラスの様子を見ることにしました。

担任教諭の指導がまた厳しくなったとの訴えがあり、以前と同じようなことがあってはならないと思い、鎌倉教諭にはまたクラスに出向き、クラスの様子、雰囲気を見ることになりました。

ただ、この学期はクラスも落ち着き、3学期の行事、特に6年生を送る会は

学年がよくまとまり、楽しいアイディアのもとに6年生への感謝を表すことができました。

(7) 以上、2学期から3学期にかけてご説明いたしましたが、この間、ある児童に対して担任教諭の不適切指導が続いているという保護者のかたからご指摘がありましたので、このご指摘につきまして、まとめてご説明申し上げます。

① まず12月段階でのご指摘につきましてご説明申し上げます。

12月初旬に、12月初旬段階でも児童を叩く行為が継続しているのではないかという訴えがありました。

これにつきましては、児童にも確認した結果、12月初旬段階でも叩く行為が続いているという事実は認められませんでしたので、その旨を当該保護者のかたに対して、ご報告しました。

② 1月の段階でのご説明をいたします。

1月にも、保護者のかたから、3学期に入ってから、担任教諭が児童を叩く行為を続けているという訴えがありました。学校に対して、文書での回答を以って、現時点で「体罰があるのか、ないのか」を明確にするようにというお申し出でした。

学校としては、児童を叩く行為が継続している事実はないことを確認しましたので、その旨を口頭でご報告しました。しかし、ご納得いただけませんでした。ご面談の機会もいただけなくなりました。

③ 2月の段階についてご説明いたします。

さらに、2月には、児童自らが書いた文章を引用するかたちで、2月中にも叩かれたという複数の事例を具体的に指摘され、事実確認をするようにとのお申し出がありました。

このお申し出に対しては、その児童自らが書いた文章の中に、そのうちの1つの事例を特定の教諭が目撃していたとの内容が含まれていました。

そのため、当該教員に対して、そのような事実を目撃したか否かを確認し

ました。すると、そのような事実を目撃したことはないということでしたので、児童の文章の内容をそのまま認めることはできないと判断しました。

もちろん、担任教諭にも児童を叩いた事実があるかを確認しました。すると、担任教諭は、すぐに強く否定しました。

これを踏まえて、学校としては、指摘を受けたような担任教諭が2月にも児童を叩いたという事実はなかったものと判断しました。

そこで、保護者の認識と学校の認識との間に食い違いがあるようなので、面談の機会を設け、事実関係を相互に確認したいと、保護者のかたにご提案しました。

しかし、保護者のかたは、文書で「体罰があったのか、なかったのか」が明らかにされない限り、面談は控えるというご対応でした。

④ 3月の段階についてご説明いたします。

こうして面談の機会が設定できない状態が続きました。学校としては、叩く行為が継続している事実はないと認識しておりましたので、3月の段階で、ご指摘のあった「担任教諭による体罰」の有無については、「体罰ではなく指導であった」という趣旨の回答を申し上げました。

⑤ この経過における問題点についてご説明いたします。

その後も「体罰があったのか、なかったのか」を明らかにするようにとのお申し出が続いたのに対して、学校として、過度に硬直的・防御的な対応をしてしまいました。本来、3学期以前の段階では、叩くという不適切な行為があったにもかかわらず、「指導であった」という回答をしてしまいました。

3学期以前は、叩くという不適切な行為があったことが事実であることからすれば、明らかに不適切な回答内容であったといわざるを得ません。深くお詫び申し上げます。

「叩く」といった不適切な指導があったことを「体罰」という表現を用いて回答してしまうと、その言葉が独り歩きしてしまわないかという懸念もあ

りました。とはいえ、どのような思いがあるにせよ、不適切な指導の存在を正面から認めることを避けたことには、間違いありません。教育機関として、不誠実な回答でありました。誠に申し訳なく思っております。

また、口頭でのご報告の際にも、過度に防御的な姿勢から、その内容にそぐわない表現を用いてご説明してしまったことも否認しません。これも、教育機関として不適切な対応であったといわざるを得ず、深くお詫び申し上げます。

さらに、2月の時点で、児童の文章の内容に事実と反する部分があることを確認し、担任教諭から事情聴取をただけで、事実確認を済ませてしまったことも不十分であったと言わざるを得ません。より詳細な事実確認を進めるべきであったと反省しております。

4 学校の対応の問題点についてご説明いたします。

事実を認め、謝罪することがここまで遅くなってしまったことを深くお詫び申し上げます。ここ半年間、晃華小では、教職員あげて「体罰、いじめ問題」の研修に取り組んできました。その過程で旧2A担任による不適切な指導が問題となり、改めてこの問題を検証し直しました。その結果、遅くなってしまいましたが、今年度内にご報告すべきであるという結論に至り、この説明会を設けさせていただきました。

もっと早く対応すべきであったのに、対応が遅れたことが悔やまれてなりません。つらかった子ども達や、心配された保護者の皆様に申し訳ない気持ちで一杯です。振り返ってもう一度この事実を見直したとき、子どもたちの顔がよぎってきました。

悲しく、辛い思いをしていた子ども、怯えて学校に来るのを渋っていた子どもたち、自分ではなくとも友達が叱られているのをどうして良いかわからず、困っていた子どもたちの心情を思うとき、助けてくれない私を見てどんなに寂しく悲

しかったことか、本当にかわいそうなことをしてしまったと申し訳なさでいっぱいです。どんなに子どもたちは恨めしく思ったことでしょうか。このような姿を見て、保護者の皆さんがどんなに心を痛めていらしたとか、本当に申し訳なく思います。いたたまれない気持ちになりました。私が、常に話しているように、ひとりひとりの子どもは神様から託された大事な子どもたちです。その一人一人の児童の気持ちを酌み取り、寄り添い、温かく見守るという点からも、いま、その当時を思うとき、なぜあの時速やかに行動に移し、この子どもたちの側に立って、もっと強硬に対処していなかったのか。具体的に申し上げますと、なぜ、もっと早い段階で、担任教諭に現場から退いていただくという判断ができなかったのか。この遅い決断にお詫びのしようもございません。

もっと早く対応すべきでした。つらい思いをしていた子ども達や、心配された保護者の皆様方の心情を思うとき、申し訳なさとともに、至らなかった対応について改めてお詫び申し上げます。重ねて教育に当たる者の責任の重さと厳しさをかみ締めております。

5 再発防止策についてご説明いたします。

これまでの甘い、曖昧な態度が誤りであったことを強く反省し、今後は体罰はもちろん、体罰とおぼしき行為に対しても厳しい態度でのぞむこととお約束いたします。

つねに全職員が窓口になり、保護者、あるいは児童から「体罰ではないか」という申し出、訴えがあった時は、申し出を受けた付けた職員には、校長、副校長、教頭に対して速やかに報告させることを徹底いたします。

その報告をうけ、校長、副校長、教頭と教育問題に精通した弁護士が参加する「調査委員会」を立ち上げます。この調査委員会で真相を究明し、対応を判断いたします。この委員会に弁護士が参加するのは、今回の反省に立って、外部の意見を取り入れることで、委員会の客観性、中立性を高めるための処置です。調査

結果は全教員が共有し、二度と同じ事を繰り返すことがないように自らを厳しく戒める糧とします。たとえば外部講師を招いた研修会を開き不適切な指導に対する理解を深めます。それと同時に不適切な指導の事実が確認された場合は、該当教員に対しては懲戒処分を含む厳しい対応で望むこととします。また、この調査結果は、関係保護者のかたにも、包み隠さずお知らせいたします。

二度と児童や保護者のかたの心を傷つけることがないように、迅速かつ公正に対応することをお約束いたします。

6 最後に

本日は、事実関係をご報告するため、また、再発防止を徹底するためにも、関係する保護者の皆様に対して、一定程度、踏み込み、詳細な事実内容にも言及させていただきました。しかし、ご報告させていただいた内容には、個々のお子さまのプライバシーに関わる情報が含まれている部分もございます。学校といたしましては、向後、情報の扱いにつきましては、慎重を期していきたいと考えております。

子どもたちは神様から託された大切なたからものだと思っています。一人一人の児童の気持ちを酌み取り、寄り添い、温かく見守るという点からも、この一連の出来事を思うとき、なぜもっと速やかに行動に移すことができなかったのか、子どもたちの側に立って対処できなかったのか、わが身の不甲斐なさを反省することばかりです。本当に申し訳ありませんでした。二度とこのようなことを繰り返すことの無いよう、教職員一同が事柄を共有し、再発防止に力を尽くすことをお約束します。

本日はせっかくの日曜日、お休みのところ突然このような集まりをさせていただいたにも関わらず、多数の方々のご出席くださいましたこと厚く御礼申し上げます。